

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月24日
担当課	下水道整備課

契約業者名・住所	株式会社用地補償システムズ 千葉県船橋市葛飾町二丁目341番3号
工事等の名称	松戸第9処理分区汚水準幹線工事(R4-1工区)に伴う損失補償額算定及び補償交渉業務委託
工事等の場所	松戸市大橋地先
種別	「補償：事業損失」及び「補償：補償関連」
工事等期間	令和8年4月25日から令和8年7月31日まで
契約金額	2,255,000円
工事等の概要	損失補償額算定及び補償交渉・・・一式
随意契約の理由	<p>本業務委託は、令和7年度に実施した家屋事後調査委託の調査結果に基づき、当該工事により被害を与えた家屋等の損失補償額の積算をして、補償交渉を行うものです。</p> <p>契約については、補償関係業務全般における業務の一貫性及び効率的な損失補償額の算定が必要不可欠なものであることから、家屋事後調査業務を通し現地の状況等を詳細に熟知して同一視点にたったの比較検討、より適切な損失補償額の算定ができ、補償交渉に精通している者が適当であると考えられるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、随意契約とするものです。</p>